

所沢商工会議所からのお知らせ
「新型コロナウイルス感染症」に伴う『トコちゃん共済』（災害保険金）の支払対象拡大について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また、感染拡大によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当所生命共済制度『トコちゃん共済』に関して、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡された場合に災害保険金お支払い対象とさせていただくことが決定いたしましたのでご案内申し上げます。

■**災害保険金・災害高度障害保険金の支払要件**

対象期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡または高度障害状態に該当した場合。※医師の診断を必要とします。

■**対象期間**

① これからご請求いただく場合：適用となります。 ② これまでに支払事由に該当した場合：遡及して、適用となります。

■**お支払い例**

「トコちゃん共済」新型コロナウイルス感染症による死亡の場合：1口あたり 250万円（死亡保険金+災害保険金）

※参考：通常（病気による）死亡保険金 1口あたり 50万円（死亡保険金）

【問い合わせ先】	〒359-1121	所沢市元町 27-1	所沢ハーティア東棟 3階	所沢商工会議所	TEL 04-2922-2196
【共済制度引受会社】	〒359-1121	所沢市元町 27-1	所沢ハーティア東棟 3階	アクサ生命保険株式会社 所沢営業所	TEL 04-2923-3666

—所沢商工会議所独自の給付制度より—

■**「新型コロナウイルス感染症」に伴う入院見舞金の支払いについて**

新型コロナウイルス感染症に罹患され、10日以上自宅療養をされた方は入院見舞金の対象となります。

「お祝金・お見舞金請求書」に新型コロナウイルス感染症に罹患され、10日以上自宅療養されたエビデンスを添えてご請求ください。